

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のために支給される手当であるが、ひとり親家庭の父又は母、これに扶養されている18歳以下の児童を監護している母及び父、養育している者に支給する。ただし、所得が定められる限度額以上ある場合、(同居している直系血族及び兄弟姉妹の所得も審査対象) 手当の全部又は一部が支給停止となる。このことから、公正公平な支給認定等をするにあたり、住基情報の他に所得情報、扶養情報等の住民に関する正確な情報を得ることが不可欠であり、個人番号の取得、あるいは情報提供を求め、これを利用するものである。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①障害情報、生活保護情報、扶養情報等の課税に関する情報照会 ②住登外者への課税に係る該当者の番号取得及び住基照会 ③住登外被扶養者の住基及び所得情報照会 ④児童扶養手当の認定、支給、受給に係る事務 ⑤児童扶養手当受給者名簿及び整理簿等 ⑥毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定行う
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル、児童情報ファイル、口座管理情報ファイル、個人判定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部 子育て支援課 0968-25-7214
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定されており、年度ごとに限定される職員を確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年3月10日	I3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の9、37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第29条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第29条	事後	
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第二の15、57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第31条 <情報提供事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第二の13、16、26、30、47、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第12、19条	<情報照会事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、別表第二の57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第31条 <情報提供事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、別表第二の13、15、16、26、30、47、64、65、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第12、11の2、19、26の2、59の2の2、10の3、35、36、44、59の2条	事後	
令和4年3月10日	I 5. ②所属長の役職名	子育て支援課	子育て支援課長	事後	
令和4年3月10日	II 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年3月10日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]自己点検[]内部点検[○]外部点検	[○]自己点検[]内部点検[]外部点検	事後	
令和6年3月1日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	平成31年3月26日時点	令和4年2月18日時点	事後	
令和7年3月17日	I1. ②事務の概要	(追記)	⑥毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定行う	事前	
令和7年3月17日	I2. 特定個人情報ファイル名	(追記)	、個人判定情報ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第29条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 56の項	事後	
令和7年3月17日	I 4. ②法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、別表第二の57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第31条 <情報提供事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、別表第二の13、15、16、26、30、47、64、65、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第12、11の2、19、26の2、59の2の2、10の3、35、36、44、59の2条	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項	事後	
令和7年3月17日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和年月日 時点	令和7年1月24日 時点	事後	
令和7年3月17日	IV8. 人手を介在させる作業 IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	